

平成 24 年 12 月 20 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
グローバル・ワン不動産投資法人
代表者名 執行役員 北島 洋一郎
(コード番号：8958)
資産運用会社名
グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山内 正教
問合せ先 執行役員投信業務部長 柴田 昌孝
(TEL：03-3262-1494)

資産運用会社における新業務の開始、組織変更及び人事異動に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり新業務の開始、組織変更及び人事異動を決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 新業務の開始

(1) 業務の内容及び開始日

私募不動産ファンドの運用を目的として投資一任業務（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 12 号ロ）を平成 25 年 2 月 1 日から新たに開始します。

これに伴い、以下の兼業業務も併せて行います。

- ア. 金銭の貸借の媒介に係る業務（貸金業法第 2 条第 1 項に規定する貸金業に該当しないものに限り。）（金融商品取引法第 35 条第 2 項第 3 号）
- イ. 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務（金融商品取引法第 35 条第 2 項第 7 号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 68 条第 19 号）
- ウ. 顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務（金融商品取引法第 35 条第 2 項第 7 号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 68 条第 21 号）

(2) 開始の理由

①顧客サービスの向上

資産運用会社は、本投資法人の資産運用業務のほか、不動産を保有する機関投資家や私募不動産ファンドを運用する投資運用業者（以下「AM」といいます。）に対する投資助言業務を行い、お客様からの信頼を得てまいりました。

一方、投資助言業務においてはAMが運用の最終意思決定を行うことから、資産運用会社の関与が間接的となり、資産運用会社が持つ運用能力が十分に発揮できない場合もありました。

この点、お客様からは私募不動産ファンドの一任運用を行って欲しい旨の要望を受けることも多く、資産運用会社が私募不動産ファンドの一任運用を行えるようになれば、更なるサービスの向上が実現できるものと考えております。

②受託資産の運用力強化及び人材の育成

投資一任業務を追加することで受託資産へのコミットメントを深め、資産運用会社の運用力の強化を図ることができます。

また、不動産投資の幅広い分野に精通した専門的な人材の育成を行っていくことが可能となります。

③不動産証券化マーケットへの貢献

投資一任業務を行うことで、不動産投資市場における投資機会が拡大し、不動産証券化マーケットへの一層の貢献ができるものと考えております。

2. 組織変更（新組織図については別紙ご参照）

平成 25 年 2 月 1 日付けで、投資一任業務を行う部署として「ファンド運用マネジメント部」を、投資一任業務に係る意思決定機関として「ファンド運用マネジメント業務執行委員会」を設けます。

また、不動産等に係る投資情報の収集及び管理を行う専任の部長として「投資情報部長」を設置します。投資情報部長は、どの部署にも属さないものとし、決裁権限及び各業務執行委員会の議決権を有しません。

3. 人事異動（平成 25 年 2 月 1 日付）

氏名	新任	旧任	重要な使用人
山口 昌伸	執行役員 不動産運用マネジメント本部 副本部長	執行役員（業務企画担当）	就任
仲山 英穂	執行役員 ファンド運用マネジメント部長	不動産運用マネジメント本部 副本部長、特命事項担当部長	役職の変更
鈴木 英一郎	投資情報部長	不動産運用マネジメント本部 不動産運用第 1 部兼第 2 部 副部長	—
松岡 保之	ファンド運用マネジメント部 担当部長	不動産運用マネジメント本部 副本部長、担当部長（不動産 投資開発）	退任

4. 利益相反の防止

投資法人資産運用業務の公正かつ的確な遂行が引き続き阻害されることのないように、投資法人資産運用業務を営む「投信部門（投信運用部・投信業務部）」、投資一任業務を営む「ファンド運用マネジメント部門（ファンド運用マネジメント部）」及び投資助言業務を営む「不動産運用マネジメント部門（不動産運用マネジメント本部）」の相互間における利益相反を防止するため、以下の利益相反防止措置を実施いたします。

なお、以下の利益相反防止措置は、基本的には、従前から「投信部門」と「不動産運用マネジメント部門」の2部門間における利益相反防止措置として行ってきた内容を3部門間に拡大適用するものです。

(1) 組織の分離

上記の3部門は、組織上それぞれ明確に分離されます。

(2) 意思決定プロセス（業務執行委員会）の分離

各部門の業務に係る意思決定機関である業務執行委員会は、それぞれ明確に分離されます。すなわち、投信部門は投信業務執行委員会、ファンド運用マネジメント部門はファンド運用マネジメント業務執行委員会、不動産運用マネジメント部門は不動産運用マネジメント業務執行委員会において意思決定が行われます。

なお、重要な案件は更に取締役会に上程されます。

(3) 情報隔壁

3部門の相互間において、各部門に係る情報を遮断する措置（外壁による執務室の物理的な隔離、社内サーバー上のアクセス制限等）が講じられます。

(4) 物件の取得・保有・売却

①取得

ア. すべての物件はまず投信部門が優先して検討し、検討の結果、投資法人が取得する意向のある物件は投信部門が担当します。

イ. 投資法人が取得する意向のない物件については、ファンド運用マネジメント部門が不動産運用マネジメント部門に優先して検討します。

②保有

テナントに係る決裁は各部門長が独立して行います。代表取締役社長は当該決裁には関与せず、各部門長から事後報告を受けます。

③売却

ア. 投信部門の運用財産とファンド運用マネジメント部門の運用財産との間における売買は行いません。

イ. 投信部門が運用を受託する投資法人と不動産運用マネジメント部門の顧客との間の売買及びファンド運用マネジメント部門が運用を受託する顧客と不動産運用マネジメント部門の顧客との間の売買においては、不動産運用マネジメント部門はその顧客に対して取得及び売却の助言を行いません。

5. 今後の見通し

本件による本投資法人への影響はありません。

また、平成 25 年 3 月期の運用状況への影響はありません。

なお、本件に関しましては、金融商品取引法の規定に従い、業務の内容及び方法の変更、兼業業務の開始、重要な使用人の変更等として金融庁長官宛て届出を行います。

以 上

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.go-reit.co.jp/>

資産運用会社 新組織図 (平成 25 年 2 月 1 日から)

